

法学部

I	教育水準	教育 7-2
II	質の向上度	教育 7-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準を上回る

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員数は良好な状況であるとともに、教員一名当たりの学生数も良好な水準にある。教員の配置に当たっては、伝統的な科目、先端的・学際的な科目、実務的な科目それぞれに必要な教員を配置するほか、国際性を考慮して外国人教員も配置している。また、学生定員の充足状況も十分に保たれるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、まずファカルティ・ディベロップメント（FD）について、法学部／法学府独自のFDと全学のFDがある。前者は平成19年度において14回開催され、授業改善や入試方法の改善等について議論された。後者では新任教員の研修の他、認証評価結果を受けての今後の対応について議論された。その他教育改善に向けての組織体制として、学務委員会による改善体制等が十全に整備されているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教育課程の編成は、全学教育から専門教育まで体系的で、教育的必要性を満たすなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生や社会からの様々な要請に応える試みが多面的になされているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数教育を念頭に置いて、各年次において、セミナー、演習、外国書講読科目等が配置されるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、論文作成の意欲の喚起、個別面接指導などの取り組みがなされるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況、卒業状況は一定の水準にあり、学生が身につけた学力等はおおむね良好な状況にあると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生アンケートの結果から、学生の評価は一定の水準にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、就職先が公務員、法曹、民間企業、研究職等多様な業種にわたっているほか、大学院への進学実績もおおむね良好であるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、客観的資料は必ずしも十分ではないが、就職先企業や説明会来校者に関する状況等から、おおむね良好であると推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は4件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。